

## 香川県広域水道企業団条例第5号

香川県広域水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2の規定に基づき、第2条に掲げる者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償として旅費を支給する。

(1) 地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関を構成する委員その他の構成員（別表において「附属機関の委員等」という。）

(2) 前号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）

(報酬の額)

第3条 特別職の職員に支給する報酬の額は、別表に定めるところによる。

(報酬の口座振替)

第4条 報酬は、特別職の職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(費用弁償の額)

第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員に係る費用弁償としての旅費の額は、企業長が定める額とする。

(外国旅行の費用弁償)

第6条 前条の規定にかかわらず、外国旅行（本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国

における旅行をいう。)の旅費については、当分の間、国家公務員の例により支給する。

(費用弁償の支給方法)

第7条 費用弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例によるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

区 分	報 酬 額
附属機関の委員等	日額 9,000円
非常勤職員	企業長が定める額